

米子市情報公開条例の一部を改正する条例（素案）

米子市情報公開条例（平成17年米子市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（公開の実施）</p> <p>第14条 [省略]</p> <p>2 公文書の公開は、<u>別表第1の左欄に掲げる公文書の種別に応じ、同表の右欄に定める方法（実施機関が保有する機器又は電子計算システム（電子計算機等により、定められた一連の処理手順に従って自動的にデータを処理するシステムをいう。）により実施することができる方法に限る。以下同じ。）により行うものとする。</u></p> <p>3 実施機関は、前項の規定により<u>閲覧、聴取又は視聴の方法により公文書を公開する場合において、当該公文書に公開しない部分があるとき、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該公文書の写しにより、これを行うことができる。</u></p> <p>4 <u>第2項の規定により公文書の写しの交付の方法により公文書の公開を行う場合の当該交付部数は、当該公開請求1件につき1部とする。</u></p> <p>（手数料等）</p> <p>第15条 <u>前条第2項の規定により公文書の閲覧、聴取又は視聴の方法により行う公文書の公開に係る手数料は、無料とする。</u></p> <p>2 <u>前条第2項の規定により公文書の写しの交付の方法により公文書の公開を行う場合には、別表第2の左欄に掲げる公文書の種別及び同表の中欄に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、同表</u></p>	<p>（公開の実施）</p> <p>第14条 [省略]</p> <p>2 公文書の公開は、<u>文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行うものとする。</u></p> <p>3 実施機関は、前項の規定により<u>閲覧又は視聴の方法により公文書を公開する場合において、当該公文書に公開しない部分があるとき、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該公文書の写しにより、これを行うことができる。</u></p> <p>[新設]</p> <p>（手数料等）</p> <p>第15条 <u>公文書の公開に係る手数料は、無料とする。</u></p> <p>[新設]</p>

の右欄に定める額の手数料を徴収する。

3 前2項に定めるもののほか、公開請求者が次に掲げる者以外の者であるときは、公文書の公開1件につき350円の手数料を徴収する。

(1)～(5) [省略]

4 公開請求者が公文書の写しの送付を求めた場合における当該公文書の写しの送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。

5 第2項及び第3項の規定による手数料並びに前項の規定による費用は、公文書の写しの交付又は送付を受ける前に納付しなければならない。

別表第1（第14条関係）

公文書の種別	公開の方法
1 文書、図画又は写真	閲覧
	写しの交付
2 フィルム	専用機器により映写したもの又は用紙に印刷したものの閲覧
	写しの交付
3 録音テープに記録されているもの又は音声ファイル	専用機器により再生したものの聴取
4 ビデオテープに記録されているもの又は動画ファイル	専用機器により再生したものの視聴
5 電磁的記録（3の項又は4の項に該当するものを除く。）	ディスプレイその他の出力機器により出力したものの閲覧
	写しの交付

2 前項の規定にかかわらず、公開請求者が次に掲げる者以外の者であるときは、公文書の公開1件につき350円の手数料を徴収する。

(1)～(5) [省略]

3 公開請求者が公文書の写しの交付又は送付を求めた場合における当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。

[新設]

[新設]

別表第2（第15条関係）

公文書の種別	写しの交付の方法	手数料の額
1 文書、図画又は写真	(1) 複写機により用紙に複写したものの交付（(2)に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円
	(2) 複写機により用紙にカラーで印刷したものの交付	用紙1枚につき20円
	(3) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X 0606及びX 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク（日本産業規格X 0606及びX 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）1枚につき100円に当該文書、図画又は写真1枚ごとに10円を加えた額
	(4) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X 6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生するこ	光ディスク（日本産業規格X 6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生するこ

[新設]

	120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	とが可能なものに限る。) 1枚につき120円に当該文書、図画又は写真1枚ごとに10円を加えた額
2 フィルム	(1) 用紙に印刷したものの交付 ((2)に掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円
	(2) 用紙にカラーで印刷したものの交付	用紙1枚につき20円
3 電磁的記録 (録音テープに記録されているもの若しくは音声ファイル又はビデオテープに記録されているもの若しくは動画ファイルを除く。)	(1) 用紙に出力したものの交付 ((2)に掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円
	(2) 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	(3) 光ディスク (日本産業規格 X 0606及び X 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	光ディスク (日本産業規格 X 0606及び X 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。) 1枚につき100円に当該電磁的記録1ファイ

		ルごとに130円を加えた額
	(4) 光ディスク（日本産業規格 X 6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク（日本産業規格 X 6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）1枚につき120円に当該電磁的記録1ファイルごとに130円を加えた額
備考		
<p>1 用紙に複写、印刷又は出力したものを交付する場合において、用紙の両面に複写、印刷又は出力されたものについては、片面を1枚として算定する。</p> <p>2 用紙に複写、印刷又は出力したものを交付する場合において、日本産業規格 A 列 3 番を超える規格の用紙を用いたものについては、当該用紙を日本産業規格 A 列 3 番の大きさに分割して換算した枚数として算定する。</p>		
備考 表中の [] の記載は、注記である。		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の米子市情報公開条例（以下「改正後条例」という。）第 1 4 条、第 1 5 条、別表第 1 及び別表第 2 の規定は、

この条例の施行の日以後に行う公開請求（改正後条例第5条に規定する公開請求をいう。以下同じ。）に対する公文書（同条例第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）の公開の実施及び公文書の公開に係る手数料等について適用し、同日前に行った公開請求に対する公文書の公開の実施及び公文書の公開に係る手数料等については、なお従前の例による。